

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 ……………	教 職 員 課	1 頁
	○ 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 ……	福 利 ・ 給 与 課	6 頁
告 示	○ 三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示 ……………	教 育 総 務 課	6 頁
訓 令	○ 三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令 ……………	教 育 総 務 課	6 頁
	○ 三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令 ……………	教 育 総 務 課	7 頁
	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 ……	教 職 員 課	7 頁
	○ 三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 ……	福 利 ・ 給 与 課	32 頁
	○ 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 ……	福 利 ・ 給 与 課	33 頁
	○ 三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令 ……………	教 育 総 務 課	33 頁
お知らせ	○ 三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認 ……………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	34 頁
	○ 三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認 ……………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	35 頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 ……………	教 職 員 課	36 頁
	○ 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……………	福 利 ・ 給 与 課	37 頁
	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 ……	福 利 ・ 給 与 課	37 頁
	○ 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に 関する規則の一部を改正する規則 ……………	福 利 ・ 給 与 課	39 頁

規 則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年三月二十九日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第三号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条」を「第十九条」に、「第十四条 第十六条」を「第二十条 第二十二條」に、「第十七条
第二十二條」を「第二十三條 第二十八條」に、「第二十三條・第二十四條」を「第二十九條」に改める。

第四条を次のように改める。

（内部組織）

第四条 本庁に次の各号に掲げる課を置く。

- 一 教育総務課
- 二 予算経理課
- 三 教職員課
- 四 福利・給与課
- 五 学校施設課
- 六 高校教育課
- 七 小中学校教育課
- 八 特別支援教育課
- 九 生徒指導課
- 十 人権教育課

- 十一 保健体育課
- 十二 社会教育・文化財保護課
- 十三 研修企画・支援課
- 十四 研修推進課

第四条の二中第二項を削る。

第四条の三の見出し中「グループ」を「班」に改め、同条中「プロジェクトチームで処理する事務を分掌させるため、グループを置く」を「プロジェクトチームの分掌事務を処理するために、班を置く」に改め、同条に次の一項を加える。

2 班の設置及び名称は、教育長が別に定める。

第五条から第十二条までを次のように改める。

(教育総務課の分掌事務)

第五条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 教育委員会の会議に関する事務の処理に関すること。
- 二 教育行政の総合企画及び連絡調整に関すること。
- 三 陳情及び請願事務の処理に関すること。
- 四 広聴及び広報事務並びにその連絡調整に関すること。
- 五 教育委員会公報の発行に関すること。
- 六 教育に係る表彰及び式典に関すること(他課の所管に属するものを除く)。
- 七 教育行政に関する相談事務に関すること。
- 八 法規文書及び諸議案の審査等に関すること。
- 九 教育委員会の情報業務の推進及び調整に関すること。
- 十 教育委員会の公印に関すること。
- 十一 教育委員会関係の特例民法法人の許認可及び監督に関すること。
- 十二 教育委員会関係の公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること。
- 十三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三十条の規定による公立の専修学校の設置廃止等及び同法第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項の規定による公立の各種学校の設置廃止等の認可に関すること。
- 十四 事務局及び公立学校の防災及び危機管理に関すること。
- 十五 教育改革(高等学校活性化等)の推進に関すること。
- 十六 三重県教育改革推進会議に関すること。
- 十七 県立高等学校の配置及び募集定員策定に関すること。
- 十八 担当された予算の令達に関すること。

(予算経理課の分掌事務)

第六条 予算経理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 教育委員会の予算、経理及び決算に関すること。
- 二 修学奨学金に関すること。

(教職員課の分掌事務)

第七条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 事務局及び教育機関の組織管理及び職員定数に関すること(知事の事務部局の所管に属するものを除く)。
- 二 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、公務災害、服務、勤務条件、人事記録その他の人事に関する事。
- 三 訴訟、不服申立て等に関すること(他課の所管に属するものを除く)。
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)に規定する事務の処理に関すること。
- 五 教育機関の職員の養成に関すること。
- 六 担当された予算の令達に関すること。

(福利・給与課の分掌事務)

第八条 福利・給与課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 事務局及び教育機関の職員の給与及び旅費制度に関すること。
- 二 事務局及び教育機関の職員の福利厚生に関すること。
- 三 事務局及び県立学校の職員の安全及び衛生に関すること。
- 四 教育機関の職員の恩給(退職料等を含む)及び児童手当の支給に関すること。
- 五 公立学校共済組合に関すること。

- 六 三重県公立学校職員互助会（三重県退職教職員互助会を含む。）に関すること。
- 七 担当された予算の令達に関すること。

（学校施設課の分掌事務）

第九条 学校施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県立学校の施設整備に関すること。
- 二 県立学校の財産管理に関すること。
- 三 市町等立学校施設整備の助成及び技術指導に関すること。
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び第四条の二の規定による公立学校の設置廃止等の認可及び届出に関すること。
- 五 担当された予算の令達に関すること。

（高校教育課の分掌事務）

第十条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県立高等学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。
- 二 県立高等学校の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 三 県立高等学校における教科用図書の採択に関すること。
- 四 高等学校の文化部活動に関すること。
- 五 三重県地方産業教育審議会に関すること。
- 六 市町等立小学校及び中学校並びに県立高等学校のキャリア教育に関すること。
- 七 県立高等学校の入学者選抜に関すること。
- 八 中学校卒業程度資格認定試験に関すること。
- 九 担当された予算の令達に関すること。

（小中学校教育課の分掌事務）

第十一条 小中学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市町等立幼稚園、小学校及び中学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。
- 二 幼児、児童及び生徒の就学についての指導及び助言に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 三 義務教育諸学校における教科用図書の採択及び無償給与に関すること。
- 四 三重県教科用図書選定審議会に関すること。
- 五 学力向上に関すること。
- 六 担当された予算の令達に関すること。

（特別支援教育課の分掌事務）

第十二条 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県立特別支援学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。
- 二 県立特別支援学校の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 三 県立特別支援学校の学習環境の整備に関すること。
- 四 幼児、児童及び生徒の就学についての指導及び助言に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- 五 三重県障害児就学指導委員会に関すること。
- 六 特別支援学校就学奨励費に関すること。
- 七 県立特別支援学校における教科用図書の採択及び無償給与に関すること。
- 八 県立特別支援学校高等部の入学者選考に関すること。
- 九 担当された予算の令達に関すること。

第五章中第二十四条を同章中第二十九条とする。

第二十三条を削る。

第四章中第二十二条を同章中第二十八条とし、第二十一条を第二十七条とし、第二十条を第二十六条とする。

第十九条第一項の表中「市町教育委員会」を「市町等教育委員会」に、「市町立小中学校教職員」を「市町等立小中学校職員」に改め、特別支援学校整備推進監の項の次に次のように加え、同条を第二十五条とする。

子ども安全対策監	本庁に限る。	上司の命を受けて、いじめ問題の解消等子どもの安全対策に関する事務を処理する。
----------	--------	--

第十八条を次のように改める。

（地域機関の職制及び職務の権限）

第十八条 埋蔵文化財センターに、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 所長 上司の命を受けて、埋蔵文化財センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 二 副所長 上司の命を受けて、あらかじめ定められた課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 三 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、課内の職員を指揮監督する。
- 四 課長代理 上司の命を受けて、あらかじめ定められた事務について、課長を補佐する。

第十八条を第二十四条とする。

第十七条を次のように改める。

(本庁の職制及び職務の権限)

第十七条 本庁に、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 副教育長 教育長を補佐して、部下職員を指揮監督し、教育長に事故があるときは、その職務を代理する。
また、上司の命を受けて、あらかじめ定められた課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 二 次長 上司の命を受けて、あらかじめ定められた課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 三 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 四 担当課長 上司の命を受けて、プロジェクトチームの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 五 課長補佐 課長又は担当課長を補佐し、上司の命を受けて、あらかじめ定められた事務を掌理する。
- 六 班長 上司の命を受けて、班の事務を掌理し、部下職員を指揮監督し、班の事務について課長又は担当課長を補佐する。
- 七 班長代理 上司の命を受けて、あらかじめ定められた事務について、班長を補佐する。

2 班長及び班長代理は、三重県公立学校教員をもって充てることができる。

第十七条を第四章中第二十三条とする。

第三章第十六条中第二項を削り、同条を同章中第二十二条とし、第十五条に次の一項を加え、同条を第二十一条とし、第十四条を同章中第二十条とする。

2 課の設置及び名称は、教育長が別に定める。

第十三条を削り、第十二条の次に次の七条を加える。

(生徒指導課の分掌事務)

第十三条 生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 生徒指導に関すること。
- 二 いじめ及び不登校に関すること。
- 三 学校安全に関すること。
- 四 配当された予算の令達に関すること。

(人権教育課の分掌事務)

第十四条 人権教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 人権教育の企画推進に関すること。
- 二 人権教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。
- 三 人権教育に関する研修、専門的事項の調査研究、情報収集、情報提供及び相談に関すること。
- 四 三重県高等学校等進学奨励金に関すること。
- 五 その他人権教育に関すること(他課の所管に属するものを除く)。
- 六 配当された予算の令達に関すること。

(保健体育課の分掌事務)

第十五条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 学校体育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。
- 二 運動部活動に関すること。
- 三 学校の保健教育及び保健管理に関すること。
- 四 学校における食育及び学校給食に関すること。
- 五 学校体育、学校保健及び学校給食に係る諸団体の指導及び援助に関すること。
- 六 配当された予算の令達に関すること。

(社会教育・文化財保護課の分掌事務)

第十六条 社会教育・文化財保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 社会教育の振興に関すること。
- 二 社会教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。
- 三 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 四 三重県社会教育委員に関すること。
- 五 子どもの読書活動推進に関すること。

- 六 ユネスコ活動に関すること。
- 七 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の保護に関すること。
- 八 世界遺産の保護に関すること。
- 九 三重県文化財保護審議会に関すること。
- 十 銃砲刀剣類、天然記念物日本鶏及び天然記念物紀州犬の登録に関すること。
- 十一 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家に関すること。
- 十二 図書館、博物館、斎宮歴史博物館、美術館及び生涯学習センターに関すること（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）。
- 十三 埋蔵文化財の保護及び埋蔵文化財センターに関すること。
- 十四 配当された予算の令達に関すること。

（研修企画・支援課の分掌事務）

第十七条 研修企画・支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 総合教育センターの管理運営に関すること。
- 二 教育機関の職員研修事業の企画調整に関すること。
- 三 教育課題の調査研究に関すること。
- 四 指導改善研修等に関すること。
- 五 教育相談の実施及び研修に関すること。
- 六 配当された予算の令達に関すること。

（研修推進課の分掌事務）

第十八条 研修推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 法定、教職経験に応じた研修の企画運営に関すること。
- 二 職能に応じた研修の企画運営に関すること。
- 三 専門的な知識・技能等に関する研修の企画運営に関すること。
- 四 乳幼児教育関係の研修に関すること。
- 五 教育情報提供サービスに関すること。
- 六 自主的な研究への支援に関すること。
- 七 配当された予算の令達に関すること。

（市町教育支援・人事担当の分掌事務）

第十九条 本庁に置かれる市町教育支援・人事担当の職員が分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 事務局各課等と市町等教育委員会との調整に関すること。
- 二 市町等立小学校及び中学校の組織管理及び職員定数に関すること。
- 三 市町等立小学校及び中学校の職員の任免、分限、懲戒、服務、勤務条件、人事記録その他の人事に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
（三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部改正）
- 2 三重県教育委員会教育長事務専決規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表事務局の項中「特別支援学校整備推進監」の下に「子ども安全対策監」を加える。
同表埋蔵文化財センターの項中「所長」の下に「副所長」を加える。
（三重県教育委員会公印規則の一部改正）
- 3 三重県教育委員会公印規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表中「研修指導課」を「研修推進課」に改める。
（知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部改正）
- 4 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則（平成二十年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「（平成十四年三重県規則第三十五号）第一百条第四項」を「（平成十四年三重県規則第三十五号）第一百条第一項」に、「三重県行政組織規則第一百条第四項」を「三重県行政組織規則第一百条第一項」に改める。
第三条中「課の副課長」を「課の班長」に改める。

三重県教育委員会は、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年三月二十九日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第四号

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則（昭和三十七年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「

54	54	54	55	55	55	56	56	56	57
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」を「

53	54	54	54	54	55	55	55	55	56
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」に、

44	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」を「

44	49	50	51	52	53	54	55	56
----	----	----	----	----	----	----	----	----

」

57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	96	97	98	99	99	100	100	101	101	102	102	103
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第9号

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定めます。

平成25年3月29日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱（昭和三十七年教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「第14条第1項」を「第20条」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第4号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成25年3月29日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱（平成16年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第14条第1項」を「第20条」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教委訓第5号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年3月29日

三重県教育委員会委員長 岩崎恭典

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程（平成14年三重県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第14条第1項」を「第20条」に改める。

第9条第2項中「副課長」を「課長補佐」に改める。

第18条第1項第1号中「、公印の押印を省略できない場合」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 公印の押印を省略できない場合 総合文書管理システムにより起案様式を作成し、紙に出力した起案様式により回議するものとする。

第19条第1項第1号中「簡易処理」の次に「（保存期間が1年未満の公文書について用いる場合に限る。第2号、第3号において同じ。）」を加え、同条第2項中「場合」の次に「であって、作成する公文書の保存期間が1年未満であるときにおいて」を加える。

第21条第1項第3号中「第1項第1号及び第2号」を「第1項第1号、第2号及び第4号」に改める。

第10号様式中「副課長」を「班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教委訓第6号

局中一般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年3月29日

三重県教育委員会委員長 岩崎恭典

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「組織規則第14条」を「組織規則第20条」に改め、同条第9号中「組織規則第17条第1号」を「組織規則第23条第1号」に、「組織規則第19条第1項」を「組織規則第25条第1項」に改め、同条第10号中「組織規則第17条第3号」を「組織規則第23条第3号」に、「組織規則第19条第1項」を「組織規則第25条第1項」に改め、同条第11号中「組織規則第19条第1項」を「組織規則第25条第1項」に改め、同条第12号中「副課長」を「班長」に、「組織規則第17条第5号」を「組織規則第23条第6号」に改め、同条第13号中「組織規則第18条第1号」を「組織規則第24条第1号」に改め、同条第14号中「組織規則第18条第2号に規定する課長及び三重県立図書館」を「組織規則第24条第3号に規定する課長、三重県立図書館」に、「課長及び三重県立美術館条例施行規則（昭和57年三重県教育委員会規則第2号）第3条第1項第3号に規定する課長」を「課長、三重県立美術館条例施行規則（昭和57年三重県教育委員会規則第2号）第3条第1項第3号に規定する課長及び三重県立博物館条例施行規則（昭和45年三重県教育委員会規則第19号）第3条第1項第2号に規定する副館長」に改め、同条第15号を削る。

第3条中「副課長」を「班長」に、「所長、課長及び所次長」を「所長及び地域機関の課長」に、「所長又は課長若しくは所次長」を「所長又は課長」に改める。

第5条中「、副課長、地域機関の課長及び所次長」を「、班長及び地域機関の課長」に改める。

第7条の表を次のように改める。

	区 分	本 庁			地 域 機 関		
第1欄	決裁者	教育長	次長（監を除く。）	課長（監を除く。）	所長（埋蔵文化財センター及び美術館を除く。）	埋蔵文化財センターの所長	美術館の館長
第2欄	決裁者が不在のとき	副教育長	課長	市町教育支援・人事監又は班長	課長	副所長（調査研究3課の事務に限る。）又は課長	副館長
第3欄	決裁者及び第2欄に定める代決者がともに不在で事務処理上緊急やむを得ないとき	代決しようとする事務を所掌する次長				課長（調査研究3課の事務に限る。）	課長

第12条第1項中「副課長」を「班長」に改める。

別表第1 共通決裁事項(1)一般事務の表中「副課長」を「班長」に、「課長及び所次長（博物館に限る。）」を「課長」に改める。

同表第1項中第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「グループ」を「班」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

同表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項第2号を次のように改め、同項を第5項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、第12項第1号中「、次項第21号」を「、次項第13号、第21号」に改め、同項を第11項とし、第13項から第24項までを1項ずつ繰り上げ、第25項中「三重県予算調整及び執行規則」を「三重県予算調製及び執行規則」に改め、同項を第24項とする。

2 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の任免								
(1) 非常勤職員に係るもの			○					
(2) 事務又は技術に従事する臨時的任用職員に係るもの（単純な労務に従事する臨時的任用職員に係るものを除く。）			○					
(3) 単純な労務に従事する臨時的任用職員に係るもの								
ア 本庁に係るもの			○					
イ 地域機関に係るもの					○			各地域機関

別表第1 共通決裁事項(2)支出負担行為に関する事務の表中「副課長」を「班長」に、「課長及び所次長（博物館に限る。）」を「課長」に改める。

別表第1 共通決裁事項(3)財産に関する事務の表中「副課長」を「班長」に改め、第3項を次のように改める。

3	教育財産の目的 外使用の許可及 び貸付			全額		全額	各地域 機関	金額は、 1件当た りの見積 金額をい う。
---	---------------------------	--	--	----	--	----	-----------	------------------------------------

別表第2 個別決裁事項を次のように改める。

別表第2 個別決裁事項

(1) 教育総務課

区 分	事務の種類	事 項	決 裁 区 分					地域 機関 の 名 称
			教 育 長	専 決 者			受 任 者	
				本 庁		地域機関		
				次 長	課 長	班 長		
1	三重県教育委員会公 報発行に関する規則 (昭和39年三重県教 育委員会規則第11号) の施行に関する事務	規則第1条の規定による発行		○				
2	三重県教育委員会公 印取扱規程(昭和39 年教委訓第6号)の 施行に関する事務	規程第4条の規定による公印の新調、 改刻の承認		○				
3	公立専修学校及び公 立各種学校の設置及 び廃止等に関する認 可又は届出の受理に 関する事務	1 学校教育法(昭和22年法律第26号) 第130条及び法第134条第2項におい て準用する法第4条第1項の規定に よる認可	○					
		2 法第131条、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)第26条の2 の規定による届出の受理		○				

(2) 予算経理課

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称	
			教 育 長	専 決 者					受 任 者
				本 庁		地 域 機 関			
				次 長	課 長	班 長	所 長		
1	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成14年三重県教育委員会規則第16号）の施行に関する事務	1 規則第5条の規定による奨学生の決定		○					
		2 規則第9条の規定による貸与の打ち切りの決定		○					
		3 規則第10条の規定による貸与の休止の決定		○					
		4 規則第14条の規定による返還猶予の承認		○					
2	三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例（平成14年三重県条例第9号）の施行に関する事務	条例第2条による返還債務の免除の承認		○					
3	三重県大学・短大進学支援利子補給金交付要領（平成14年）に関する事務	要領第5条の規定による受給資格者の決定		○					
		要領第7条の規定による利子補給金の交付の決定		○					
		要領第8条の規定による利子補給金交付打ち切りの決定		○					
4	三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の施行に関する事務	規則第8条第1項の規定による金品亡失（損傷）報告書の受理（異例又は重要と認められるものを除く。）	○						

(3) 教職員課

区分	事務の種類	事項	決裁区分						地域機関の名称	
			教育長	専決者						受任者
				本庁			地域機関			
				次長	課長	班長	所長	課長		
1	任命等に関する事務 (公立学校教職員に係るものを除く。)	地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の任免								
		(1) 課長補佐の職、主査の職及び一般職員に係るもの	○							
		(2) 現業職員に係るもの		○						
		(3) 臨時的任用及び任用期間更新の承認		○						
		(4) 非常勤職員の任用の承認(業務補助職員に限る。)		○						
2	分限に関する事務 (公立学校教職員に係るものを除く。)	1 地方公務員法第28条の規定による分限処分								
		主査の職、一般職員及び現業職員(以下「一般職員等職」という。)に係るもの	○							
		2 職員の分限に関する条例(昭和48年三重県条例第3号)第2条の規定による分限処分								
		一般職員等職に係るもの	○							
3	服務等に関する事務 (公立学校教職員に係るものを除く。)	1 地方公務員法第34条第2項の規定による供述の許可								
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの	○							
		(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの		○						
		2 法第35条の規定による職務専念義務の免除(別表第1(1)の表第7項第1号に掲げるものを除く。)								
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの	○							

		4 職員の分限に関する条例第2条の規定による休職	○																		
8	公立学校教職員の職務に関する事務	1 地方公務員法第55条の2の規定による在籍専従の許可	○																		
		2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第17条第1号の規定による福利厚生等休暇の承認				○															
		3 地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事の許可（県立学校教職員に係るものに限る。）																			
		(1) 次号以外のもの	○																		
		(2) 一般教職員に係るもの				○															
		4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定による兼職又は兼業の承認																			
		(1) 校長に係るもの	○																		
		(2) 校長以外の教職員に係るもの（県立学校教職員に係るもののうち、PTA等が主催し週休日及び休日を実施する講習の事務に従事する場合を除く。）					○														
		5 履歴事項等の証明																			
	県立学校教職員に係るもの					○															
9	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三重県条例第43号）の施行に関する事務	1 条例第3条第2項の規定による災害の公務上及び公務外の認定並びに通知				○															
		2 条例第5条の規定による補償基礎額の決定等				○															
		3 条例第16条において、その例によるとされている地方公務員災害補償法第35条第1項の規定による遺族補償年金の支給の停止及び停止の解除				○															
		4 条例第20条第1項の規定による報告、提出、出頭及び診断等の命令					○														
		5 条例第21条の規定による補償の支払の一時差止めの決定					○														
		6 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年三重県規則第9号）第10条の規定による補償に関する決定及び通知						○													

		<p>3 法第7条第1項の規定による学力に関する証明書及び同条第4項若しくは教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この区分において「改正法」という。）附則第3条第1項の規定による免許状更新講習の課程の修了又は履修に関する証明書の発行</p>		○							
		<p>4 法第8条、第9条の4第2項、第13条第2項、改正法附則第2条第9項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下この区分において「改正省令」という。）附則第13条第2項の規定による免許状授与原簿への記入</p>		○							
		<p>5 法第9条の2第1項の規定による有効期間の更新、同条第5項の規定による有効期間の延長、改正法附則第2条第2項及び第3項第3号の規定による免許状更新講習修了確認、同条第4項の規定による修了確認期限の延期及び同条第5項括弧書の規定による免許状更新講習の受講の免除</p>		○							
		<p>6 法第9条の4第1項、改正法附則第2条第8項及び改正省令附則第13条第1項の規定による通知</p>		○							
		<p>7 法第10条第2項、第11条第5項及び改正法附則第2条第6項の規定による免許状の返納の請求</p>		○							
		<p>8 法第11条第1項及び第2項の規定による免許状の取上げ及び同条第4項の規定による通知</p>		○							
		<p>9 法第12条第1項の規定による聴聞に係る通知</p>		○							
		<p>10 法第13条第1項の規定による免許状の失効又は取上げに係る公告及び通知</p>		○							
		<p>11 法第15条の規定による免許状の書換及び再交付</p>		○							
		<p>12 法附則第2項の規定による免許教科外教科担当の許可</p>		○							

	13 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下この区分において「省令」という。）第30条の規定による教員養成機関の指定の申請	○								
	14 省令第31条の規定による申請及び届出			○						
	15 省令第36条の規定による免許法認定講習の開設			○						
	16 省令第38条の規定による免許法認定講習における単位の授与			○						
	17 省令第39条の規定による申請、省令第40条の規定による変更の届出及び省令第42条の規定による報告			○						
	18 省令第61条の10及び改正省令附則第15条の規定による証明書の発行			○						
	19 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下この区分において「講習規則」という。）第1条の規定による免許状更新講習の開設	○								
	20 講習規則第2条の規定による免許状更新講習の認定の申請、講習規則第3条の規定による変更の届出、講習規則第6条の規定による修了認定及び講習規則第7条第3項の規定による評価結果の報告			○						
	21 講習規則第9条第1項第1号の規定による県立学校長、同項第2号の規定による県教育委員会事務局職員及び同項第3号の規定による国若しくは県知事部局職員の免許状更新講習を受講できる者であることの証明				○					
	22 講習規則第9条第2項第1号の規定による免許状更新講習を受講できる者であることの証明									
	県立学校に係るもの				○					
	23 教育職員免許状に関する規則（昭和46年三重県教育委員会規則第6号）第25条の規定による免許状授与証明書の交付及び教育職員免許状の更新等に関する規則（平成21年三重県教育委員会規則第2号）第12条の規定による有効期間更新等に係る証明書の再交付				○					

13	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務（公立学校教職員に係るもの。）	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認																										
		県立学校教職員に係るもの																				○						
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認																										
		県立学校教職員に係るもの																						○				
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し																										
		県立学校教職員に係るもの																								○		
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認																										
		県立学校教職員に係るもの																										○
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認																										
		県立学校教職員に係るもの																										○
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長																										
		県立学校教職員に係るもの																										○
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し																										
		県立学校教職員に係るもの																										○
8 県立学校教職員にかかる法第19条の規定による部分休業の承認																										○		
9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12-11）第5条第1項の規定による届出に関する事務																												
県立学校教職員に係るもの																										○		
14	死亡叙位・叙勲に関する事務	死亡叙位・叙勲の受章候補者の推薦																									○	

(4) 福利・給与課

区分	事務の種類	事項	決裁区分					地域機関の名称		
			教育長	専決者			受任者			
				本庁		地域機関				
				次長	課長				班長	所長
1	職員の給与に関する条例の施行に関する事務	1 条例第7条に規定する初任給、昇格及び降格並びに第8条の規定による昇給の決定	○							
		2 条例第22条第2項の規定による勤勉手当の割合の決定	○							
		3 条例第24条第3号から第5号までの規定による療養の期間の設定			○					
		4 条例第36条の規定による臨時及び非常勤職員の給与の決定			○					
2	職員の給与の支給に関する規則の施行に関する事務	規則第2条第2項の規定による給料の支給日の変更	○							
3	三重県職員退職手当支給条例施行規則（昭和29年三重県人事委員会規則7-1）の施行に関する事務	規則第3条の規定による退職手当の支給額の決定及び通知	○							
4	公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）の施行に関する事務	1 条例第9条の3の規定による職務の級、第10条の規定による号給及び第11条の規定による昇給の決定	○							
		2 条例第17条の10第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給の決定			○					
5	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和30年三重県人事委員会規則三重県教育委員会規則第4号）の施行に関する事務	規則第2条に規定する給料の支給日の変更	○							
6	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年三重県人事委員会規則三重県教育委員会規則第1号）の施行に関する事務	規則第8条の規定による届出に係る事実の確認並びに額の決定及び改定（県立学校教職員に係るものを除く。）				○				

		3 条例第32条の4の規定による退隠料年額の一部停止の決定			○					
		4 県吏員職員退職諸給与支給条例細則（昭和9年三重県告示第738号）第25条の規定による退職諸給与の支給の決定			○					
13	児童手当に関する事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るもの。）	1 児童手当の認定			○					
		2 児童手当の支給			○					
		3 手当額の改定			○					
		4 現況届の受理及び審査			○					

(5) 学校施設課

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称		
			教 育 長	専 決 者			受 任 者			
				本 庁		地 域 機 関				
				次 長	課 長				班 長	所 長
1	公立学校の設置及び廃止等に関する認可又は届出の受理に関する事務	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（法第134条第2項において準用する場合を除く。）の規定による認可	○							
		2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2の規定による届出の受理			○					
		3 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条、第25条及び第26条の規定による届出の受理			○					

(6) 高校教育課

区分	事務の種類	事項	決裁区分						地域機関の名称	
			教育長	専決者						受任者
				本庁			地域機関			
				次長	課長	班長	所長	課長		
1	三重県立学校の管理運営に関する規則(平成13年三重県教育委員会規則第8号)の施行に関する事務	1 規則第7条第2項の規定による定時制課程及び専攻科の休業日の承認		○						
		2 規則第8条の規定による臨時休業の報告		○						
		3 規則第13条の規定による教科書の採択	○							
		4 規則第100条の規定による生徒在籍報告		○						
2	三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与要綱(昭和49年教育長決裁)に関する事務	1 要綱第15条の規定による返還猶予の決定		○						
3	三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例(昭和53年三重県条例第2号)に関する事務	条例第3条の規定による返還債務の免除の決定		○						
4	指導主事等の派遣に関する事務	1 指導主事の派遣に係るもの		○						
		2 外国語指導助手(ALT)の派遣等に係るもの		○						
		3 学校訪問の依頼に係るもの		○						
5	学校教育法施行細則(昭和52年三重県教育委員会規則第6号)に関する事務	1 細則第3条の規定による視覚障害者等についての通知		○						
		2 細則第5条の規定による区域外就学等の届出		○						
6	教科用図書に関する事務	1 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条第1項の規定による教科書展示会の開催		○						
		2 法第7条の規定による教科書需要集計の報告		○						
		3 文部科学省教科用図書検定調査審議会調査員の推薦	○							

7	県立高等学校入学者 選抜に関する事務	1 入学者選抜実施要項の決定		○						
		2 学力検査問題作成委員の決定		○						
		3 学力検査問題の決定		○						
		4 三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和33年三重県教育委員会規則第13号）第4条及び第5条の規定による県外居住者及び学区外志願者の許可		○						
		5 評定分布表の届け出			○					
		6 入学者選抜実施方針の決定		○						

(7) 小中学校教育課

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称	
			教育 長	専 決 者					受任者 所長
				本 庁		地域機関			
				次 長	課 長	班 長	所 長		
1	指導主事等の派遣に関する事務	1 指導主事の派遣に係るもの		○					
		2 外国語指導助手（ALT）の派遣等に係るもの		○					
		3 学校訪問の依頼に係るもの		○					
2	学校教育法施行細則（昭和52年三重県教育委員会規則第6号）に関する事務	1 細則第3条の規定による視覚障害者等についての通知		○					
		2 細則第5条の規定による区域外就学等の届出		○					
3	教科用図書に関する事務	1 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条第1項の規定による教科書展示会の開催		○					
		2 法第7条の規定による教科書需要集計の報告		○					
		3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第4条の規定による受領冊数集計の報告		○					
		4 文部科学省教科用図書検定調査審議会調査員の推薦	○						

(8) 特別支援教育課

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称	
			教 育 長	専 決 者					受 任 者
				本 庁		地 域 機 関			
				次 長	課 長	班 長	所 長		
1	三重県立学校の管理運営に関する規則(平成13年三重県教育委員会規則第8号)の施行に関する事務	1 規則第7条第2項の規定による定時制課程及び専攻科の休業日の承認		○					
		2 規則第8条の規定による臨時休業の報告		○					
		3 規則第13条の規定による教科書の採択	○						
		4 規則第100条の規定による生徒在籍報告		○					
2	指導主事等の派遣に関する事務	1 指導主事の派遣に係るもの		○					
		2 外国語指導助手(A L T)の派遣等に係るもの		○					
		3 学校訪問の依頼に係るもの		○					
3	学校教育法施行細則(昭和52年三重県教育委員会規則第6号)に関する事務	1 細則第3条の規定による視覚障害者等についての通知		○					
		2 細則第5条の規定による区域外就学等の届出		○					
4	県有リフト付きバスの運行に関する事務	県有リフト付きバスの運行実施の承認		○					
5	教科用図書に関する事務	1 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条第1項の規定による教科書展示会の開催		○					
		2 法第7条の規定による教科書需要集計の報告		○					
		3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第4条の規定による受領冊数集計の報告		○					
		4 文部科学省教科用図書検定調査審議会調査員の推薦	○						

(9) 生徒指導課

区分	事務の種類	事項	決裁区分					地域機関の名称
			教育長	専決者			受任者	
				本庁		地域機関		
				次長	課長			
1	三重県立学校の管理運営に関する規則（平成13年三重県教育委員会規則第8号）の施行に関する事務	1 規則第48条の規定による懲戒の報告		○				
		2 規則第49条の規定による事故等の報告		○				

(10) 人権教育課

区分	事務の種類	事項	決裁区分					地域機関の名称
			教育長	専決者			受任者	
				本庁		地域機関		
				次長	課長			
1	旧三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則（昭和57年三重県教育委員会規則第18号）の施行に関する事務	1 規則第8条の規定による貸与の打ち切りの決定		○				
		2 規則第9条の規定による貸与の休止の決定		○				
		3 規則第15条の規定による返還の猶予の承認		○				
2	三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例（昭和57年三重県条例第32号）の施行に関する事務	条例第2条による返還債務の免除の承認		○				
3	旧三重県大学等進学資金貸付に関する規則（平成7年三重県教育委員会規則第12号）の施行に関する事務	規則第10条の規定による返還の猶予の決定		○				

(ii) 保健体育課

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称	
			教 育 長	専 決 者			受 任 者		
				本 庁		地 域 機 関			
				次 長	課 長		班 長		所 長
1	体育、保健及び給食に係る教育研究に関する事務	1 研究推進校の決定		○					
		2 研究事業受託地方公共団体の推薦		○					
2	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の施行に関する事務（県立学校に係るもの。）	1 法第16条第1項の規定による契約の締結		○					
		2 法第17条第4項の規定による徴収額の決定		○					
		3 法第16条第2項の規定による給付金の請求		○					
3	学校給食に関する事務	1 学校給食用小麦粉の取扱いについて（昭和46年文体給第103号文部省体育局長通知）に規定する学校給食用小麦粉取扱要領（以下この号において「要領」という。）に関する事務							
		(1) 要領2の規定による需要量の審査及び買受量の承認			○				
		(2) 要領7の(2)のイの(ア)の規定による供給価格の承認		○					
		(3) 要領7の(2)のウの(イ)の規定による売買契約等の指示			○				
		(4) 要領7の(2)のウの(ウ)の②の規定による加工工場の選定の承認			○				
		2 米飯給食の実施について（昭和51年文体給第90号文部省体育局長通達）の別紙に規定する学校給食用米穀取扱要綱（以下この号において「要綱」という。）に関する事務							
		(1) 要綱3及び4による需要量の確認及び買受量の承認			○				
		(2) 要綱9の(2)のアによる供給価格の承認		○					
		(3) 要綱10の(3)のイによる炊飯委託施設の選定の承認			○				

		3 学校給食用牛乳供給事業の実施について（昭和39年文体給第265号、39畜A第5421号文部、農林両次官通達）に規定する学校給食用牛乳供給事業実施要綱（以下この号において「要綱」という。）に関する事務									
		(1) 要綱第3の1、第3の2及び第4の1の規定による需要見込量等の知事との協議			○						
		(2) 要綱第7の1の規定による供給価格の知事との協議			○						
		(3) 要綱第8の規定による供給事業者の選定の知事との協議			○						
		4 学校給食用脱脂粉乳の取扱いについて（昭和58年文体給第85号文部省体育局長通知。以下この号において「取扱」という。）に関する事務									
		(1) 取扱2の規定による需要量の承認			○						
		(2) 取扱5の(二)のアの規定による供給価格の承認			○						
		5 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に関する事務									
		(1) 学校給食の開設及び廃止の届出			○						
4	都道府県立学校管理者賠償責任保険に関する事務	1 加入の決定			○						
		2 事故の報告			○						
		3 保険金の請求		○							

(12) 社会教育・文化財保護課

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称		
			教 育 長	専 決 者			受 任 者			
				本 庁		地 域 機 関				
				次 長	課 長				班 長	所 長
1	社会教育法（昭和24年法律第207号）の施行に関する事務	1 法第8条の規定による資料提供等の協力依頼		○						
		2 法第9条の4第4号の規定による社会教育主事の認定		○						

		3 法第9条の6及び第28条の2の規定による研修の実施			○								
		4 法第40条の規定による公民館事業の停止又は勧告	○										
		5 法第48条の規定による社会教育講座の開設			○								
2	三重県社会教育主事派遣に関する規則(昭和49年三重県教育委員会規則第1号)の施行に関する事務	1 規則第2条の規定による派遣の決定			○								
		2 規則第6条第2項の規定による派遣期間の延長又は短縮の決定			○								
		3 規則第10条の規定による協定の締結			○								
3	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の施行に関する事務	1 法第182条の規定による文化財の保護に関する事務											
		(1) 三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第5条第4項、第6条第2項、第6条第4項、第22条第4項、第23条第4項、第23条第6項、第27条第2項、第28条第2項、第28条第6項、第35条第2項、第36条第3項、第44条第4項、第45条第3項及び第45条第5項の規定による文化財の指定又は解除の通知			○								
		(2) 条例第8条、第30条及び第40条の規定による文化財保存のための管理団体の指定			○								
		(3) 条例第14条、第24条、第26条、第30条、第33条及び第40条の規定による文化財の管理保存に関する勧告			○								
		(4) 条例第16条及び第39条の規定による文化財現状変更の許可			○								
		(5) 条例第18条、第25条、第30条及び第32条の規定による文化財公開の勧告			○								
		(6) 条例第20条、第30条及び第40条の規定による文化財調査等の要求			○								
		(7) 条例第41条及び第43条の規定による紀州犬及び日本鶏の登録・解除											
		ア 審査会の開催			○								
		イ 登録の決定			○								

		ウ 登録の解除			○						
		(8) 条例第19条ただし書の規定による「公開承認施設」の承認			○						
		(9) 条例第49条の規定による報償金の決定・支給			○						
		(10) 条例第50条の規定による文化財の譲与等			○						
		2 法第184条の規定による重要文化財及び史跡名勝天然記念物の管理に関する許可・停止命令等			○						
		3 法第184条の規定による埋蔵文化財の発掘に関する指示・勧告			○						
		4 法第185条第2項の規定による重要文化財の管理者の指定			○						
		5 法第102条第1項の規定による埋蔵物の鑑査			○						
4	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関する事務	1 法第14条第1項の規定による登録			○						
		2 法第15条第1項及び第2項の規定による登録証の交付及び再交付			○						
		3 法第18条の2第1項の規定による承認			○						
		4 法第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項の規定による都道府県公安委員会に対する通知			○						
		5 三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則（平成12年三重県教育委員会規則第6号）第2条の規定による登録審査委員の任命			○						
5	三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）の施行に関する事務	条例第6条の規定による社会教育委員の招集			○						
6	三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和60年三重県条例第5号）の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知			○						
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定	○								
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定	○								
		4 条例第7条の規定による告示			○						

		5 条例第8条の規定による協定の締結	○																	
		6 条例第9条の規定による事業報告書の受理								○										
		7 条例第10条の規定による業務状況の聴取等								○										
		8 条例第11条第1項の規定による教育委員会による施設管理								○										
		9 条例第11条第2項の規定による使用料の徴収								○										
		10 条例第12条ただし書の規定による休業日の変更の承認								○										
		11 条例第17条第2項の規定による利用料金の承認								○										
		12 条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除								○										
7	三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知								○										
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定	○																	
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定	○																	
		4 条例第8条の規定による告示								○										
		5 条例第9条の規定による協定の締結	○																	
		6 条例第10条の規定による事業報告書の受理								○										
		7 条例第11条の規定による業務状況の聴取等								○										
		8 条例第12条第1項の規定による教育委員会による施設管理								○										
		9 条例第12条第2項の規定による使用料の徴収								○										
		10 条例第13条ただし書の規定による休業日の変更の承認								○										
		11 条例第18条第2項の規定による利用料金の承認								○										
		12 条例第22条ただし書の規定による原状回復義務の免除								○										

(13) 研修企画・支援課

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称	
			教育 長	専 決 者					受 任 者
				本 庁		地域機関			
				次 長	課 長	班 長	所 長		
1	教員の資質向上に関する事務	1 研修に係る派遣者の推薦又は決定	○						
		2 新規採用教員研修の報告（勤務校）		○					
		3 各種研修の欠席の届出		○					

(14) 市町教育支援・人事担当

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関の名称	
			教育 長	専 決 者					受 任 者
				本 庁		地域機関			
				次 長	課 長	市 町 教 育 支 援 人 事 監	班 長		
1	公立学校教職員の任免に関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条の規定による市町立小中学校の県費負担教職員の任免							
		(1) 一般教職員に係るもの							
		採用方針の決定及び採用以外のもの			○				
		(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける臨時的任用職員及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条の規定による臨時的任用職員に係るもの			○				
		(3) 前号に掲げる以外の臨時的任用職員に係るもの			○				
2	公立学校教職員の分限に関する事務（一般教職員に係るもの。）	法第28条第2項第1号の規定による休職							
		小中学校教職員に係るもの			○				

3	公立学校教職員の服務に関する事務	履歴事項等の証明																				
		小中学校教職員に係るもの																				
4	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務（公立学校教職員に係るもの。）	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認																				
		小中学校教職員に係るもの																				
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認																				
		小中学校教職員に係るもの																				
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し																				
		小中学校教職員に係るもの																				
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認																				
		小中学校教職員に係るもの																				
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認																				
		小中学校教職員に係るもの																				
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長																				
		小中学校教職員に係るもの																				
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し																				
		小中学校教職員に係るもの																				
5	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の施行に関する事務	講習規則第9条第2項第1号の規定による免許状更新講習を受講できる者であることの証明																				
		小中学校に係るもの																				

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教委訓第7号

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年3月29日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「第14条」を「第20条」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教委訓第8号

県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年3月29日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令
県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

調 理 員	白 衣	2	1
	白帽又は三角布	1	1
	ゴ ム 長 靴	1	1
	ゴ ム 前 掛	1	1

」 を 「

調 理 員	白衣又は白ズボン	2	1
	白帽又は三角巾	1	1
	ゴ ム 長 靴	1	1
	ゴ ム 前 掛	1	1

」 に、

「

調 理 員	白 衣	2	1
	白帽又は三角巾	1	1
	ゴ ム 長 靴	1	1
	ゴ ム 前 掛	1	1

」 を 「

調 理 員	白衣又は白ズボン	2	1
	白帽又は三角巾	1	1
	ゴ ム 長 靴	1	1
	ゴ ム 前 掛	1	1

」 に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

三 重 県 訓 令 第13号
三 重 県 議 会 訓 令 第4号
教 委 訓 第9号

庁 中 一 般
三 重 県 議 会 事 務 局
局 内 一 般

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬
三 重 県 議 会 議 長 山 本 教 和
三 重 県 教 育 委 員 会 教 育 長 真 伏 秀 樹

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程

三 重 県 訓 令 第20号
三 重 県 議 会 訓 令 第1号
教 委 訓 第4号
昭 和 41 年 三 重 県 警 察 本 部 訓 令 第6号
三 重 県 人 事 委 員 会 訓 令 第1号
三 重 県 企 業 庁 訓 令 第8号
三 重 県 監 査 委 員 訓 令 第1号

 の一部を次のように改正する。

別表中「施設保全グループ」を「施設保全班」に、「財産管理グループ」を「財産管理班」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

お 知 ら せ

平成25年3月29日付け三重県公報第2483号に、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認及び三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立鈴鹿青少年センター利用料金の承認（平成21年三重県告示第82号）は、平成25年3月31日限り廃止します。

平成25年3月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
公益財団法人三重県体育協会
会長 岩名秀樹

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区 分		単 位	金 額 (円)	
			通常料金	季節料金
県内に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	500	300
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	900	600
	その他の者	1人1日につき	1,500	1,000
県外に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,000	600
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,800	1,200
	その他の者	1人1日につき	3,000	2,000

備考1 1日とは、午後1時から翌日の午後1時までの間とする。

2 季節料金を適用するのは、11月1日～12月21日、1月8日～2月末日の各期間の日～金曜日（月曜日が祝日に当たるときは、その前日を除く）

3 保育所及び幼稚園の園行事の場合、4歳未満の幼児は、区分「4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者」の準ずる者として適用する。

(2) 施設を利用する場合

区 分	金 額 (円)	
	1時間あたり	前後超過30分あたり
総合研修館	1,800	900
大研修室	1,000	500
オリエンテーション室	700	350
研修室	700	350
文化室	700	350
創作室	700	350

備考1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 1時間を超えて利用する場合の超過時間が30分未満のときは、30分とする。前号に定める利用時間を超えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。

3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室利用を終了する日の午後1時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

設 備 器 具 名	単 位	金 額 (円)
ピアノ	1日1台につき	5,000
七宝焼電気炉・工具	1日1台につき	3,000
電子オルガン	1日1台につき	2,000
ビジュアルプレゼンター	1日1台につき	2,000
スライド映写機	1日1台につき	1,000
トランシーバー	1日1組につき	1,000
プロジェクター	1日1台につき	1,000
テレビ・ビデオセット	1日1台につき	1,000
ビデオプロジェクター	1日1台につき	1,000
ワイヤレスアンプ	1日1台につき	1,000
オリエンテーリング用具	1日1式につき	1,000
CD・MDラジカセ	1日1台につき	1,000
パソコン	1日1台につき	1,000
野外炊飯用具一式	1日1式につき	500
キャンドルサービス用具	1日1式につき	100
天体望遠鏡	1日1台につき	100
ドッチビー	1日1枚につき	100
フライングディスク	1日1枚につき	100
ヘルシーツイスト	1日1個につき	100
綱引きロープ	1日1枚につき	100
ジムニックボール	1日1個につき	100
一輪車	1日1台につき	100
フリーテニスセット	1日1式につき	100
インディアカセット	1日1式につき	100
卓球セット	1日1式につき	100
バトミントンセット	1日1式につき	100
ソフトバレーボールセット	1日1式につき	100
総合研修館冷暖房設備	1時間につき	3,000
調理設備	1日につき	1,000

備考1 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。）の設備等に利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

2 調理設備については、半日（使用開始時刻から4時間まで）の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。

3 利用料金の承認年月日

平成25年3月19日

4 利用料金の適用年月日

平成25年4月1日

三重県告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立熊野少年自然の家の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立熊野少年自然の家利用料金の承認（平成22年三重県告示第110号）は、平成25年3月31日限り廃止します。

平成25年3月29日

- 1 指定管理者
有限会社熊野市観光公社
代表取締役 奥田博典

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区 分	単 位	金 額 (円)
児童生徒等	1人1日につき	260
その他の者	1人1日につき	730

備考1 1日とは午後1時から翌日の午後1時までの間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校就学前の者
(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 施設を利用する場合

区 分	一時間当たりの金額 (円)
体育館	310
研修室	160

備考1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 1時間を越えて利用する場合の金額は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり、1時間当たりの金額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。前号に定める利用時間を越えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。

3 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。)の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

区 分	単 位	金 額 (円)
野外炊事設備	1人3時間以内	150 (超過1時間当たり50円追加)

備考1 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。)の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。また、小学校、中学校における集団宿泊研修で利用する場合は、無料とする。

3 利用料金の承認年月日

平成25年3月19日

4 利用料金の適用年月日

平成25年4月1日

平成25年3月29日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第五十号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、三二一人」を「三、二八七人」に、「二二〇人」を「二一七人」に、「三、六七八人」を「三、六四一人」に改め、同条第二号中「一、〇五〇人」を「一、〇六七人」に、「一、一五〇人」を「一、一六七人」に改める。

第四条第一号中「六、二二二人」を「六、二二六人」に、「二二九人」を「二二七人」に、「七、一三七人」を「七、一三九人」に改め、同条第二号中「三、五八四人」を「三、五九六人」に、「二六二人」を「二六〇人」に、「一七四人」を「一七六人」に、「三、九五〇人」を「三、九六二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年三月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十一号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第九号中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、「又は同法第四条の規定による再委託」を削る。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「除く。」には「平成二十九年三月三十一日までの間」を加え、「乗じて得た額」を「乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。」に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の表を加える。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	百分の百
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	百分の七十五
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	百分の五十
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年三月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十二号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二

条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第二項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第十七項」とする。

附則第十八項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年三重県条例第三十九号)附則第二項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)」及び「新条例第三条から第五条の三まで及び条例第五十九号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第五十九号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「新条例第五条から第五条の三まで及び条例第五十九号附則第三項の規定にかかわらず」を削る。

(公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例」の下に「以下この項及び」を加え、「退職手当の額が、新条例第二条の四」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び二十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、百分の八十七」を乗じて得た額が、新条例第二条の四」に改め、「附則第十一項の規定による改正後の」及び「附則第十二項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新条例」という。)附則第十七項(新条例附則第十九項及び第三条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第十三項においてその例による場合を含む。)及び第十八項の規定の適用については、新条例附則第十七項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十三・五」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の八十八・二五」とする。

3 第二条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第七項においてその例による場合を含む。)及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十三・五」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の八十八・二五」とする。

4 第四条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十三・五」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の八十八・二五」と、「百四分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百四分の九十三・五」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百四分の八十八・二五」とする。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

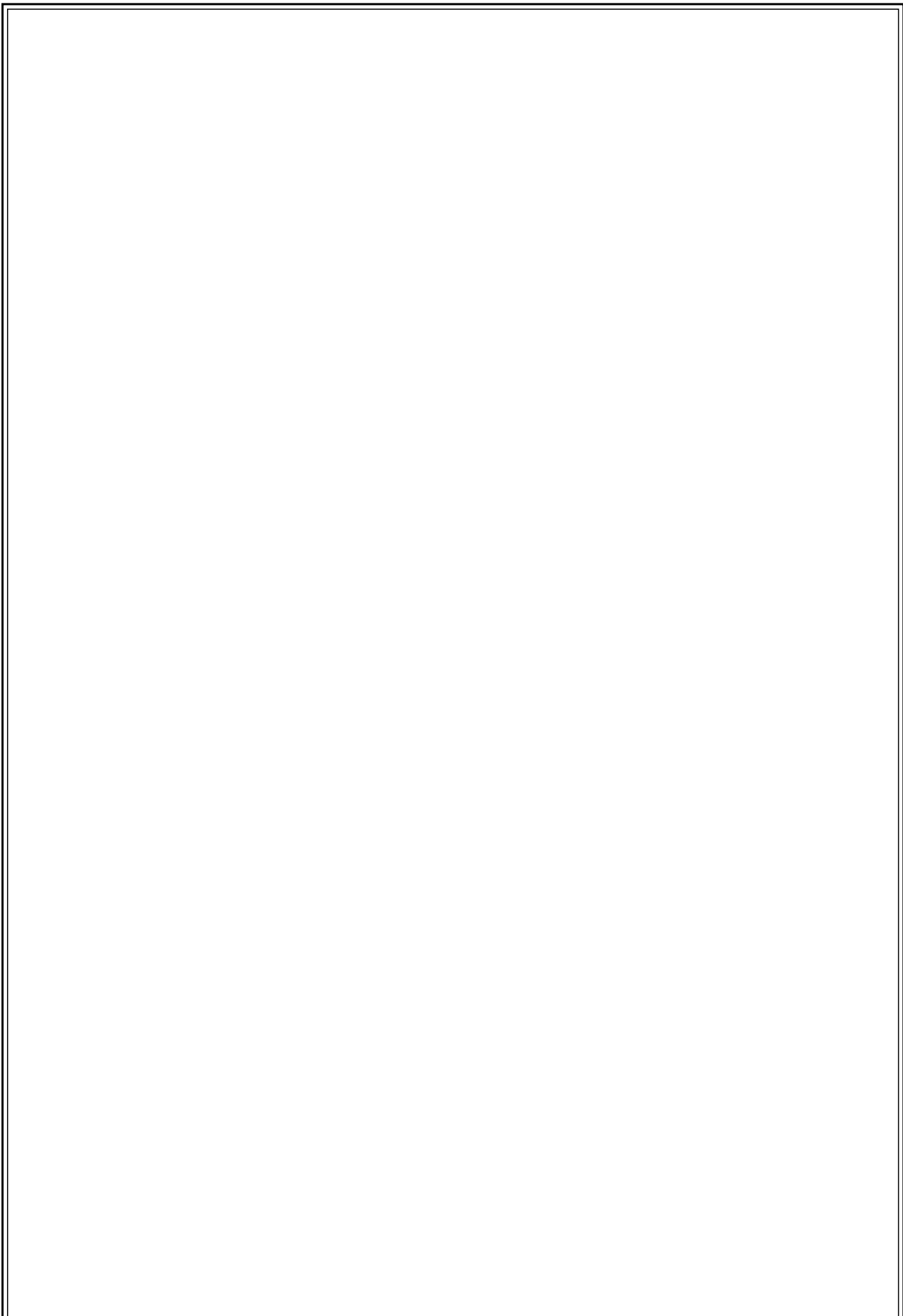
三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第二号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則
平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県人事委
員会規則
員会規則 第八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条第二項中「には」の下に「平成二十九年三月三十一日までの間」を加え、「乗じて得た額を」を「乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。」に平成十八年改正給与条例附則第七項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。



発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社